平成29年５月15日

各　　位

会 社 名　菱 電 商 事 株 式 会 社
代表者名　取締役社長　正垣　信雄
（コード番号　8084　東証第一部）
問合せ先　総務部長　　宇野　　悟
（TEL　０３－５３９６－６１１１）

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成29年５月15日開催の取締役会において、平成29年６月29日開催予定の第77期定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．変更の理由

(1) 本日「単元株式数の変更、株式併合及び発行可能株式総数の変更に関するお知らせ」で開示のとおり、株式併合を実施し、株式併合による当社発行済株式総数の減少に伴う発行可能株式総数の適正化を図るため、現行定款第５条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

(2) 本日「単元株式数の変更、株式併合及び発行可能株式総数の変更に関するお知らせ」で開示のとおり、当社は、普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更するため、現行定款第６条（単元株式数）を変更するものであります。

(3) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行により、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更され、新たに業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりました。これに伴い、それらの取締役及び監査役につきましても期待される役割を十分に発揮できるよう、当社現行定款第25条（社外取締役の責任限定）及び第32条（社外監査役の責任限定）の一部をそれぞれ変更するものであります。なお、本議案のうち当社現行定款第25条の変更に関する議案の本定時株主総会への提出につきましては、各監査役の同意を得ております。

(4) 当社現行定款第29条（監査役の任期）で引用する会社法の条文を相当条文に変更するものであります。

２．変更の内容

変更の内容は別表のとおりであります。

３．日　程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成29年６月29日（木）
第５条及び第６条の定款変更の効力発生日	平成29年10月１日（日）
第25条、第29条及び第32条の定款変更の効力発生日	平成29年６月29日（木）

４．その他

本日、別途「単元株式数の変更、株式併合及び発行可能株式総数の変更に関するお知らせ」を開示しております。

【別表】

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第１条～第４条　　（条文省略）	第１条～第４条　　（現行どおり）
（発行可能株式総数） 第５条　当会社の発行可能株式総数は、113,100,000 株とする。	（発行可能株式総数） 第５条　当会社の発行可能株式総数は、56,550,000 株とする。
（単元株式数） 第６条　当会社の単元株式数は、1,000 株とする。	（単元株式数） 第６条　当会社の単元株式数は、100 株とする。
第７条～第 24 条　　（条文省略）	第７条～第 24 条　　（現行どおり）
（社外取締役の責任限定） 第 25 条　当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、社外取締役との間に会社法第 423 条第１項による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。	（取締役の責任限定） 第 25 条　当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に会社法第 423 条第１項による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。
第 26 条～第 28 条　　（条文省略）	第 26 条～第 28 条　　（現行どおり）
（監査役の任期） 第 29 条　　（条文省略） ②　　（条文省略） ③　会社法第 329 条第２項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ④　　（条文省略）	（監査役の任期） 第 29 条　　（現行どおり） ②　　（現行どおり） ③　会社法第 329 条第３項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ④　　（現行どおり）
第 30 条～第 31 条　　（条文省略）	第 30 条～第 31 条　　（現行どおり）
（社外監査役の責任限定） 第32条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に会社法第423条第１項による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。	（監査役の責任限定） 第 32 条　当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、監査役との間に会社法第 423 条第１項による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。
第 33 条～第 38 条　　（条文省略）	第 33 条～第 38 条　　（現行どおり）

以　上